

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	6		
総 務 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金)	開会 閉会	午前 9 時 5 5 分 午前 1 0 時 4 8 分	会場 総合保健福祉センター 2 階会議室 1
出席者	委員長 松田 健 副委員長 高橋 立一 委員 高橋 祐平 委員 宮田 志野 委員 山本 啓介 委員 海地 雅弘 委員 西村 泰一			
市側出席者	副 市 長 (平井 和久) 会計管理者兼会計課長 (西森 茂幸) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 企画情報課長 (宮本 良二) プロジェクト推進室長 (國澤 豊) 元気創造課長 (松浦 すが) 文化スポーツ・観光課長 (堅田 典寿) 人権交流センター所長 (井上 幸一) 防 災 課 長 (久万 敏幸) 税 務 課 長 (森光 和明) 地域安全対策推進監 (八木 俊之) 【事務局】局長：松浦 永治 次長 梅原 靖博			
欠席者	なし			記録者 梅原 靖博
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 9 0 号	須崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について			原案可決
市議案第 9 1 号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について			原案可決
市議案第 9 4 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について			原案可決
市議案第 9 5 号	須崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 9 6 号	須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 9 7 号	須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について			原案可決

市議案第 9 8 号	令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）に ついて	原案可決
市議案第 9 9 号	令和 4 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
市議案第 1 1 1 号	令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 8 号）に ついて	原案可決

総務常任委員会記録《令和 4 年 1 2 月 1 6 日》

○午前 9 時 5 5 分 開議

~~~~~

○松田委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより総務委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりまして、挙手により委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。また、反対意見があるときは、必ず反対の意思表示と理由を述べるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会総務委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 9 0 号 須崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例の制定について

○松田委員長＝まず、市議案第 9 0 号須崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について議題といたします。

執行部の説明を求めます。企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝おはようございます。それでは、私のほうから、市議案第 9 0 号須崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書 1 ページから 5 ページでございます。この条例は、行政手続などに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることで、市民生活の向上に寄与するため情報通信技術を利用する方法により手続等行うことができるよう条例を定めようとするものでございます。

2 ページでございます。第 1 条では、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることで、関係者の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とし、第 2 条では、用語の意義を定義として規定し、第 3 条では、電子情報処理組織等による申請等について、第 1 項において申請等のうち書面等により行うことが規定されているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることを定めるもので、第 2 項では、前項により行われた申請等について、当該申請等により行われたものとみなし、当該条例等の適用すること、第 3 項では申請時間、第 4 項では申請

等のうち署名等を行うことが規定されているものについて、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等をもって代えることができること、第5項では、申請等のうち納付書その他の手数料の納付方法について、第1項の電子情報処理組織を使用する方法等によることができること、第6項では、申請等する者について対面により本人確認、原本確認をする必要がある場合、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められることがある場合について、規則で定めるところにより、当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用することができることを定めるものとございます。

第4条では、電子情報処理組織等による処分通知等について、第1項から第4項までは、前条の第1項から第4項同様の規定を、第5項については前条の第6項の規定をそれぞれ電子情報処理組織等に係る処分通知等について定めるもので、第5条では、電磁的記録による縦覧等について、第1項で書面等により行うことが規定されているものについて、電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができること、第2項で、行われた縦覧等について、規定による書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用することを定めるものとございます。

第6条では、電磁的記録による作成等について、前条同様に、第1項では、書面等により行うことが規定されているものについて、電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができること、第2項で、行われた作成等について、規定による書面等により行われたものとみなし、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用すること、第3項では、署名等を行うことが規定されている場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置により代えることができることをそれぞれ定めるものとございます。

第7条では適用除外の規定を、第8条では、申請等する者に係る条例等に規定されている添付書類等について、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用や、当該書面等により確認すべき情報を入手、参考することができる場合には、添付書類等を省略することができること、第9条では、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について、第10条では、委任規定をそれぞれ定めるものとございます。

また、附則といたしまして、この条例は令和5年2月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○松田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝質疑ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 9 1 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 9 1 号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。税務課長。

○森光税務課長＝おはようございます。私から御説明をいたします。市議案第 9 1 号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明をいたします。

議案書 6 ページから 8 ページでございます。本条例は、市税等の納付方法の多様化の状況、納税者の利便性向上等のため、市税等に関する督促状に係る督促手数料を廃止するものでございます。これにより、本議案におきまして、督促手数料の規定がある各関係条例につきまして、所要の改正を行うことといたしております。

第 1 条で、須崎市税条例の一部改正として、第 2 条第 2 号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改めるとともに、督促手数料及びその徴収を規定する第 2 1 条を削除することといたしております。

第 2 条では、須崎市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正として、題名を変更し、第 1 条の見出し及び同条中「督促手数料及び」を削除し、第 2 条を削除することといたしております。

第 3 条では、須崎市後期高齢者医療に関する条例の一部改正として、督促手数料を規定する第 5 条を削除、第 4 条では、須崎市介護保険条例の一部改正といたしまして、督促手数料を規定する第 9 条を削除することといたしております。

また、第 5 条では、須崎市公共下水道条例の一部改正を、第 6 条では、須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部改正を行い、他の条例と同様な改正を行うことといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、第 2 項で経過措置として、令和 5 年 4 月 1 日前に納期限の到来した歳入等に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるものとしたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。西村さん。

○西村委員＝課長、これ端的に言うたら、期限までにお支払いなかった、督促手数料、100 円って今まで徴収しとったものがもう要らなくなるっていうような、100 円とか解釈でよろしいがですかということと、もう 1 点、延滞金の、言うたら、率ですよね。これはもう従前のとおり、全然変わらないっていうようなことなのか。ただ、督促手数料だけのこの 100 円の削除でこう出ているのか、その辺具体的にお願いします。

○松田委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝まず 1 点目の督促の分ですが、100 円のみをやめるということで、そこが 1 点目です。延滞金につきましては、またこれとはまた別でございます。以上です。

○松田委員長＝西村さん。

○西村委員＝延滞金については別って言いましたけど、この延滞金、督促手数料を、延滞金に改めるということですので、で、延滞金については、延滞金の、言うたら利子、利息っていいですかね、それについては従前の、変わらないというような解釈でよろしいですね。

○松田委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝はい、そうです。

○西村委員＝了解しました。

○松田委員長＝ほかにありませんか。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 94 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 9 4 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝おはようございます。それでは、市議案第 9 4 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書は 1 3 ページから 2 0 ページでございます。本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うとともに、当該改正によりまして影響が生じる他の条例に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。

1 4 ページからでございます。第 1 条では、須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正として、第 8 条第 1 項中「第 4 条の 2」を「第 4 条」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

次に、第 2 条の須崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、引用元の改正に伴うもので、第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改めるものです。

次に、第 3 条、須崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、第 2 条第 2 項第 1 号の改正は、再任用制度の廃止に伴う規定の削除、同項第 3 号の改正は、法律名の後に年と番号を追記し、同項第 5 号の改正は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例部分について新設するもので、第 6 号は、第 5 号新設に伴う項ずれの改正となっております。

次に、第 4 条の須崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正は、総務省令を参考に倣い、第 3 条を改正するものです。

次に、第 5 条、須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、1 5 ページ 1 行目、第 3 条第 3 項の改正は、引用元の改正に伴うもので、第 4 条第 1 項、第 2 項、第 5 条第 2 項、第 1 4 条第 1 項第 1 号は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める文言の改正となっております。

第 6 条、須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、はじめに、第 2 条第 3 号の新設に伴う項ずれの改正、第 2 条及び第 1 0 条の各 3 号の、新設は管理監督職員勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例部分より、延長された職員を除外する規定を新設するものです。

次に、第 1 7 条は、表中の項の一部削除及び文言、字句の整理、第 1 8 条は、表中の文言及び給与条例第 1 3 条の 3 第 2 項の改正となっております。

また、第 2 1 条第 2 号中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改

め、附則に第3項として読替規定を新設するものであります。

続きまして、15ページ下から3行目から18ページの別表まででございますが、第7条、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正の主な改正内容でございますが、定年前再任用短時間勤務職員については、昇級手当等について、これまでの再任用職員と同様に一部制限があることの規定に関する第13条の3第2項の改定、60歳に到達した日後最初の4月1日に給料月額7割相当となることを規定する附則第6項の追加、6級の職員については、100分の70を乗じて算定した給料月額において、他の級の職員と比較して不利益が出ないように、差額を補てんすることを規定する附則第8項から第10項の規定を追加するものであります。

その他、初任給、昇格、昇級等の基準を定める第4条、通勤手当を定める第9条、時間外勤務手当を定める第12条、期末手当を定める第16条、勤勉手当を定める第17条につきまして、所要の改正をすることといたしております。

次に、18ページ、第8条、須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、附則第1条第2項中「給与条例（次条において）」を「給与条例（以下）」に改め、同項にただし書として、「改正後の給与条例第14条の規定は、令和4年12月1日から適用する」を追加するものであります。

次に、第9条、技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正は、引用元の改正に伴う一部改正であります。

次に、第10条、須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正は、総務省から給料月額7割措置を条例による降給事由として位置づけることとの情報提供があったことから、第1条に「降給」の文言を追加するとともに、附則に降給に関する経過措置を加えることといたしております。

次に、第11条では、須崎市職員の再任用に関する条例の廃止について規定いたしております。

なお、附則といたしまして、19ページでございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしておりますが、第8条の規定は公布の日から施行することといたしております。

第2条では、定義について、第3条では、須崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、第4条では、須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、第5条では、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、20ページ、下から2行目、第6条、技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置について、それぞれ規定することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 9 5 号 須崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 9 5 号須崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 9 5 号須崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書は 2 1 ページから 3 1 ページでございます。本議案は、地方公務員法改正による定年延長に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、2 2 ページからとなっております。はじめに、題名の次に目次及び章名を付すことといたしております。

第 1 条、趣旨の規定においては引用する地方公務員法の条項を整理する改定で、第 1 条の次に第 2 章、定年制度を付し、定年を規定する第 3 条で、定年は年齢「6 0 年」を「6 5 年」に改めるものであります。

次に、第 4 条は、定年による退職の特例の定めで、第 4 条第 1 項の改正は、条文を整理するとともに、第 9 条として新たに規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例に関してただし書を加えることといたしております。また、2 3 ページ、第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 条第 2 項、同条第 4 項の改正は、字句、文言を整理するものであります。

次に、本則に加える第 3 章、管理監督職勤務上限年齢制以下は、定年延長に伴う新たな規定となっております。第 6 条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の規定でございます。

第 7 条は、管理監督職勤務上限年齢の規定で、年齢 6 0 年とするものでございます。

第8条は、他の職への降任等を行う中、遵守すべき基準の規定、24ページ、第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を規定するもので、一定の事由によって引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができることとしておりまして、あわせて、期間についても規定をいたしております。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意について、第11条では、異動期間の延長事由が消失した場合の措置について規定をいたしております。

次に、25ページ、第4章、定年前再任用短時間勤務制でございますが、第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定で、定年延長により継続して勤務せず、60歳で退職した者を短時間職員として採用することができる規定となっております。

次に、第5章、雑則といたしまして、第14条で規則への委任を定めております。

次に、附則でございます。第3項、定年に関する経過措置及び第4項、情報の提供及び勤務の意思の確認についての2項を追加することといたしております。

最後に、26ページからの本一部改正の附則でございますが、第1条で、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行することといたしております。

そして、第2条では、勤務延長に関する経過措置を、27ページ、第3条から、29ページ、第6条までは、定年退職等の再任用に関する経過措置を、29ページ、下から6段目、7段目、第7条では、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢を、30ページ、第8条では、令和3年改正法規則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢を、第9条では、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員を規定することといたしております。

次に、第10条では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、31ページ、第11条では、令和3年改正法規則第2条第3項に規定する条例で定める年齢をそれぞれ規定することとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝これは国の改正に伴うものということでお聞きしましたが、定年が5年も延びたということですけども、60年定年も絶対に選べないということになってくるんでしょうか。もう65年まで働かなきゃいけなく、今はなってくるものなんでしょうか。お聞きいたします。

○松田委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝当分の間でございますが、60年での退職は可能でございます、60歳到達時に、年度ですけども、3つ選択がありまして、退職することと、再任用短時間職員を選ぶことと、それから延長になった定年まで勤めるということの選択ができるようになってます。

○松田委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝すみません、それはこの中に書かれてるということですよね。

今はそうかもしれませんが、もしかしたら、将来的に65歳までというふうになってくる可能性があるのではないかと、ちょっと心配もいたしますけども、本当にもう長年働いてこられて、なかなか60歳で、あ、60で辞めれるということで頑張っただけの方も多いかと思いますけども、さらに働いてもらいたいということで、人手不足ということもあるでしょうけど、なかなか大変な状況かと思えます。

高橋立一議員が一般質問でもされてましたけども、新しい職員さんを雇うことに関しても影響が出てくる部分ではないかという心配もありますけども、そこら辺はどうお考えかお聞きいたします。

○松田委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝実は、現在でも再任用制度を取っておりまして、年金が65歳満額支給になるまでのつなぎということで、65歳までの再任用を選択される方もいらっしゃると思いますので、その辺り、いろんな働き方が選択できる、60からということではいけば条件が若干増えたのかなという気もしますし、決して退職させないということではございませんので、次の退職手当の話も出てきますが、勧奨退職ということにつきましては、可能な限りやっていきたいというふうには思っております。

また、採用に関しましては、60で辞められる方、それから再任用短時間勤務職員を選ばれる方につきましては、定数外になってきますので、採用が必ずしも定年延長に延びたことによってなくなるという状況が確実に起こることではなくて、毎年採用というのはあり得るということでございますので、なお、それとあわせまして、60歳で役職がのくと、60歳の管理職、6級の管理職はそこで一回降級いたしますので、次にまた上がると。5級の方が6級上がってくるということで、下からの職員の昇級についてもそういうことで蓋をしないような形でやっていけるようにしますので、そういうところで御理解いただきたいなと思えます。

○宮田委員＝はい、わかりました。

○松田委員長＝高橋さん。

○高橋（立）副委員長＝ちょっと確認というか、僕がちょっとよう認知してないところですが、24ページの降任への制限の特例ですけども、つまり1年間は、措置ができるということを書いてると思うんですけど、その間、給与は7割相当になるような感じになるのでしょうか。扱いがどういう、この扱いというか、措置になるの

か、ちょっとここが妙に分らんような感じになってるんですが、どういうふうになるがでしょうか。

○松田委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝ちょっと暫時休憩お願いします。

○松田委員長＝暫時休憩いたします。

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 24 分 再開

○松田委員長＝正常に復します。会議を開きます。総務課長。

○梅原総務課長＝お尋ねの管理監督職員のままということになりますと、そのまの職員給が給付されるということになると思います。

○高橋（立）副委員長＝分かりました。

○松田委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 96 号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○松田委員長＝市議案第 96 号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、市議案第 96 号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書 32 ページから 38 ページでございます。本議案につきましても、地方公務員法改正による定年延長に伴い、所要の改正を行うものでございます。

33 ページ、第 2 条第 1 項、第 2 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 2 項は、それぞれ引用している地方公務員法の条項整理となっております。

第 5 条の 3 の改正は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例の改正で、定年延長に伴い、対象年齢を据え置くため、「10 年」から「15 年」に改め

るものでございます。

第 6 条の 4 第 1 項は、退職手当の調整額に関する改定、第 1 0 条第 4 項は、失業者の退職手当に関する改定となっております。

第 1 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 1 5 条第 1 項、同項第 2 号及び第 3 号、第 1 7 条第 1 項、同条第 2 項から第 4 項、同条第 5 項においては、字句の整理及び「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改めるものでございます。

3 4 ページ、附則第 3 0 項の改正は、引用法令の条の整理、附則第 3 3 項は、雇用保険法改正に伴う基本手当の支給等に関する暫定措置の延長、附則第 3 5 項、第 3 6 項、第 3 7 項は、附則第 3 9 項から第 4 9 項までの 1 1 項の追加に伴う改正となっております。

追加となる 1 1 項についてでございますが、第 3 9 項から第 4 1 項まで及び第 4 5 項から第 4 9 項までが定年延長に伴い、勤続 3 5 年未満の退職者については、6 0 歳以降の勤続年数等によって退職手当に加算を行う規定となっており、第 4 2 項から第 4 4 項が条例第 5 条の 2 により、退職手当を算出する際の給料月額のパーク時の適用に関する特例となっております。

最後に、3 7 ページ、附則でございますが、第 1 条で、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することといたしております。

なお、経過措置といたしまして、第 2 条から第 4 条まで、それぞれ規定することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 9 7 号 須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 9 7 号須崎市企業職員の給与の種類及び基準を

定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、市議案第 9 7 号須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書 3 9 ページ、4 0 ページでございます。本議案は、引用元である地方公務員法の改正に伴う一部改正となっております。

4 0 ページ、改正内容でございますが、第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、第 1 6 条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、所要の文言を改正することといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしており、第 2 項では、経過措置を規定をいたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 9 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 9 8 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 9 8 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の 1 4 ページお願いいたします。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費の総務管理費更正 4 0 万円は、市役所の業務継続計画に係る非常時備蓄食料調達経費となっております。第 3 目財政管理費更正 3 3 万円は、決算統計システム改修費用、第 5 目財産管理費、市有財産管理費更正 8 5 万円は電話料や草刈り手数料、公用車集中管理費更正 8 4 万円は燃料、修繕料等となっております。

次に、1 5 ページ、9 目諸費 2，7 8 1 万 9，0 0 0 円は、国庫返還金更正で、

主に子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金や生活扶助費、医療扶助費等の国庫負担金返還によるものでございます。

5 ページに戻っていただきまして、第 2 表、繰越明許費補正をお願いいたします。第 2 款総務費第 4 項選挙費として、高知県議会議員選挙費 9 0 万円につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加補正をお願いするものでございます。

次に、第 3 表、債務負担行為補正では、高知県議会議員選挙公営ポスター掲示板賃借料につきまして、期間を議決日から令和 5 年度まで、限度額を 1 9 万 8, 0 0 0 円として債務負担行為を追加補正するものでございます。

最後に、6 ページ、第 4 表、地方債補正でございますが、公共施設等適正管理推進事業を 9 9 0 万円減の 1, 3 7 0 万円、緊急浚渫推進事業を 1, 1 0 0 万円増の 5, 3 2 0 万円に、緊急自然災害防止対策事業を 1, 0 2 0 万円増の 6, 3 9 0 万円に、過疎対策事業を 1, 5 6 0 万円増の 1 2 億 7 9 0 万円とし、限度額総額で 2, 6 9 0 万円増の 1 7 億 6, 9 5 0 万円に変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝それでは、別冊補正予算書 1 4 ページとなります。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費、企画管理費更正 5 9 万円につきましては、市長の出張に係る旅費 3 8 万円及び市長交際費 2 1 万円の計 5 9 万円を決算見込みによる不足分として増額更正しようとするものであります。

次に、第 6 目企画費では、プロジェクト推進事業費更正 5 万円ですが、所管する事業における草刈りの処理費用の委託料となっております。

次に、1 5 ページ、海のまちプロジェクト推進事業費更正 3 3 0 万円は、浜町にあります旧錦湯を取得するための土地建物に係る費用となっております。

以上です。

○松田委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝続きまして、文化スポーツ・観光課所管分につきまして御説明させていただきます。

別冊の補正予算書 2 0 ページをお願いいたします。第 7 款商工費第 1 項商工費第 3 目観光費でございます。説明欄を御覧ください。観光費更正 6 0 万 5, 0 0 0 円につきまして御説明させていただきます。内訳といたしまして、このたび、須崎名物鍋焼きラーメンが、2 度目となりますが、来年 1 月 1 0 日から 3 0 日までの間、神奈川県の新横浜ラーメン博物館に出店することとなりました。このことから、その期間中の土日におきまして、須崎市の特産品も配布させていただきながら、観光 PR を行いたいと考えておりまして、そのために必要となる職員の旅費や特産品の購入費など 3 9 万 9, 0 0 0 円となっております。そのほかには、工事請負費とい

たしまして、樽の滝の遊歩道に架かっております橋の表面が滑りやすいことから、橋の表面に滑り止めを行う工事といたしまして、20万6,000円となっております。

次に、25ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第5目文化会館運営費でございます。説明欄を御覧ください。文化会館運営費更正150万5,000円につきましては、市民文化会館運営審議会委員の報酬といたしまして5,000円を補正するものと、市民文化会館の電気料につきまして、昨今の電気料金の上昇に伴い、市民文化会館の指定管理委託料に150万円の補正を行うものであります。

次に、26ページをお願いいたします。同じく第10款教育費となりますが、第5項保健体育費第1目保健体育総務費でございます。説明欄を御覧ください。まず最初に、一番上の保健体育総務費更正25万4,000円につきましては、主なものといたしまして、先ほどと同様となりますが、多ノ郷体育センターの電気料金の上昇に伴いまして補正を行うものとなっております。次に、その下のスポーツセンター管理費更正163万6,000円につきましては、こちらも同様となりますが、スポーツセンターの電気料金の上昇に伴いまして、市立スポーツセンターの指定管理委託料の補正を行うものであります。以上となります。よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝それでは、令和4年12月補正の元気創造課所管分について御説明させていただきます。

別冊補正予算書の14ページになります。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の説明欄で、すさき街角ギャラリー運営費389万2,000円に関しましては、街角ギャラリーで発生しました雨漏り対策として、屋根のふき替え等の修繕をするものでございます。また、すさきまちなか学舎運営費6万2,000円増額補正につきましては、まちなか学舎におけるブレーカーの故障の修繕費となっております。

次に、19ページのほうをお願いします。第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費5万円の更正につきましては、イベントなどの際の草刈りで出た草木の処理委託費用として元気創造課分を計上するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝税務課です。税務課所管分について御説明いたします。

別冊予算書15ページでございます。第2款総務費第2項徴税费第2目賦課徴収費100万円を更正しようとするものでございます。その内訳は、第22節償還金利子及び割引料で、過年度還付金100万円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○松田委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝それでは、企画情報課所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書 5 ページをお願いいたします。第 3 表、債務負担行為補正でございます。1 行目、広報編集印刷業務委託では、2 か年ごとの新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を図る必要があることから、期間を議決日から令和 6 年度まで、限度額を 1, 2 6 8 万 6, 0 0 0 円として債務負担行為を行うものでございます。以上、をお願いいたします。

○松田委員長＝防災課長。

○久万防災課長＝防災課です。よろしくお願いします。

別冊補正予算書 1 5 ページからでございます。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 2 目防災対策費第 1 0 節需用費 6 4 万 4, 0 0 0 円の増額は、防災対策費更正として、安和モーターサイレン局制御盤修繕に 4 9 万 4, 0 0 0 円、防災行政無線維持管理費更正 1 5 万円は、昨年 9 月に新設されました虚空蔵山送信局等関連施設に係る年間電気料の増額による補正であります。

次に、2 2 ページをお開きください。第 9 款消防費第 1 項消防費第 1 目常備消防費は、高幡消防組合の負担金更正減で 5 1 3 万 3, 0 0 0 円の減額補正の内訳は、高幡消防組合本部が 2 1 5 万 9, 0 0 0 円、須崎消防署が 2 9 7 万 4, 0 0 0 円の減額補正となっております。以上、をお願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。宮田さん。

○宮田委員＝すみません、電気料金が体育館とか様々なところでプラスとなっておりますけども、何か対策とかお考えになられておられますか。今後これからますます電気料が、ここだけではなくて、この庁内でも多分にかかってくるかとは思いますが、何かお考えでしょうか。お伺いいたします。副市長をお願いいたします。

○平井副市長＝おっしゃるとおりで、かなり電気料上がってまして、各施設、今、補正してますし、あと、今後のちょっと委員会でも出ますけど、各指定管理料、それぞれ施設も増やす形でちょっとお願いする形になってます。

電気料、どうするのかというところなんですけど、いろんな新電力とか使ってきたところもありましたけど、そこがまた上がりまして、難しい。そうすると、やっぱり節電に心がけるのは当然やっていくということ、それとあわせましてこの庁内で CO₂削減のほうの話も含めましていろんな事務の見直しをしていこうじゃないかということでやるようにしております。それぞれの課のそれぞれの通常の事務で、その中で、例えばいろんな紙が減せないかという中で、電気とかそういったものの削減も気をつけていこうじゃないか、それとあと、各課が所管してます事業ですね、事業をやっていくときにもそういったところのいろんなエネルギーのところ削

減できないかというところで、ちょっとトータルとして節電とあわせてやっていこうかなというあたりをちょっと考えておりますけど、策がこれというのがないんですから地道にやっていくというのが一番大事じゃないかなというところを今のところ庁内で申し合わせて進めていこうとしておるところでございます。

○宮田委員＝ぜひよろしく願いいたします。

〔「それと関連して」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝西村委員。

○西村委員＝電気料ですけれど、国の補正等で何か利用できるようなもんはないですか、燃油とか電気料高騰対策とか歳入面ですけれど。

○松田委員長＝副市長。

○平井副市長＝おっしゃったとおりで、補正があったんですが、今のところちょっと国のほうは、どちらかというところと一般とかというよりはやっぱり事業者の、エネルギー事業者の側に手立てを講ずる作業というところもございしますので、ちょっとそちらのほうを注視しながらいきたいというところと、また、当然ながら我々が使える財源が出てきましたら積極的に活用して、一般の方への給付金であるとか、事業面でもやっていく、そういう形で進めておるところでございます。

○松田委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 99 号 令和 4 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 99 号令和 4 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝市議案第 99 号令和 4 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案書 42 ページで、令和 4 年度須崎市補正予算書 29 ページをお願いいたします。第 1 条で債務負担行為を定めるものでございます。

次に、30 ページをお願いいたします。第 1 表でございます令和 5 年度の市営バス運行業務委託について、新年度の開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を図る必要があることから、期間を議決日から令和 5 年度まで、限度額を 1, 776 万 5, 000 円として債務負担行為を行うものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 111 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 8 号）について

○松田委員長＝続きまして、市議案第 111 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 8 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 111 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の 3 ページをお願いいたします。第 3 表、債務負担行為補正でございますが、議会だより編集印刷業務委託につきまして、期間を議決日から令和 6 年度まで、限度額を 275 万 5, 000 円として債務負担行為を追加補正するものでございます。

次に、第 4 表、地方債補正でございますが、過疎対策事業を 1, 550 万円増の 12 億 2, 340 万円とし、限度額総額で 17 億 8, 500 万円に変更しようとするものでございます。以上でございます。

○松田委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝元気創造課所管分について説明いたします。

別冊補正予算書の 6 ページをお願いします。第 7 款商工費第 1 項商工費第 2 目商工振興費、道の駅管理運営事業費更正 1, 550 万でございます。道の駅の駅舎のほうで停電が発生しまして、分電盤の調査を実施いたしましたところ、1 か所の主となるブレーカーに 64 個のブレーカーが集約されており、1 か所の漏電等により

全館停電になる可能性もあり、漏電箇所の特定期間も困難な状況であることが判明いたしました。また、オープンから 20 年以上経過し、分電盤の経年劣化も激しく、発火のおそれもあるという報告を受けています。そのような状況により、分電盤の設置場所の変更、また主ブレーカーを 2 か所に分ける改修工事が早期に必要なものとなります。

なお、早急な対応が必要となったため、設計業務に関しましては、既決予算の流用により既に着手をしております。内訳といたしましては、設計業務の委託料に 50 万円、改修に係る工事請負費に 1,500 万としております。

3 ページのほうお願いいたします。その道の駅の管理運営事業費につきまして、第 2 表、繰越明許費補正で 1,550 万追加補正をいたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松田委員長＝説明は以上で終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、以上で当委員会を終了いたします。ありがとうございました。

~~~~~

○午前 10 時 48 分 閉会